調布市立小学校教育用ネットワークシステム構築に係る 製品等の選定プロポーザルにおける実施要領

平成29年9月調布市教育部指導室

1 業務概要

(1) 件名

調布市立小学校教育用ネットワークシステム構築に係る製品等の選定

(2) 事業実施の背景及び目的

第2期教育振興基本計画(平成25~29年度)に提示されている教育のIT化に向けた環境整備の目標としている環境イメージを可能な限り実現を目指している。調布市立小・中学校のIT化の環境整備の現状については以下のとおりである。

(平成29年3月31日現在)

整備項目	目標水準	調布市
教育用 PC 1 台当たりの児童生徒数	3.6 人	9.5 人
電子黒板・実物投影機の整備	1 学級当たり	概ね1校当たり
	1 台	4 台~6 台
超高速インターネット接続率及び	100%	0%
無線 LAN 整備率	100 %	0 %
校務用 PC	教員 1 人 1 台	教員 1 人 1 台

環境整備を進めるに当たっては、現在稼働している「校務システム」に加え、「調布市立小・中学校ICT環境整備計画」に基づいて、普通教室におけるICT教育を日常的に利用できる「教育ネットワークシステム」の構築と、その環境を効果的に活用した授業を実施するためのICT機器整備が必要不可欠である。

現在の調布市立小・中学校におけるICT機器の利用状況については 以下のとおりである。

- ・ 教育用 P C は学校当たり 6 台~ 1 0 台程度が配備されており、教員によって教育用 P C の使用頻度に大きく差がある。
- ・ 教育用PC及び周辺機器の配備数が不足しており、「希望する時間に 使用できない」、「使用するための準備に時間がかかる」といった不 都合な状況が発生している。

よって、調布市教育委員会では次期学習指導要領改訂(小学校は平成32年度、中学校は平成33年度を予定)までに「教員のICT活用能力」を身に付けさせることを第1のステップとして、現在の課題を解決すべく調布市立小・中学校のICT環境整備を進めていくこととした。

- ・ 全教員が校務と教育に使用できるパソコン運用とすることで、ICT 利活用能力の平準化を図る。
- ・ 教員が校務および教育で同一のパソコンを使用できることで、授業 準備や利用時間の制約が軽減される。
- ・ I C T機器を日常的に利用できる環境の整備が最重要項目となるため、教員が普通教室において I C T機器を活用した授業を展開できる教育ネットワークシステムを新たに構築するものである。

(3) 業務内容

本件によって決定する事項は次のとおりとする。

アシステム構築

1 台の機器で教育用ネットワークシステムと現存の校務用ネットワークシステムを切り替えるとともに、既存の導入機器にも対応可能なシステムを構築すること。

イ 製品の選定

校務用・教育用兼用タブレット端末の稼働環境の構築に必要となるネットワーク構成、端末機器、ハードウェア、ソフトウェア等の製品を選定する。本件に参加する事業者は、調布市教育委員会にとって最適なネットワーク構成と手法を提案したうえで、必要となる製品の選定を行うものとする。

当市は、本件で選定した内容に基づいて、別途競争入札により機器のリース契約を締結する。ただし、校務用・教育用兼用タブレット端末の稼働環境の構築に必要となるネットワーク構成に必要となる設計及び機器等の設定作業は、本件の製品提案を行った事業者が担うこととし、リース契約に含むこととする。

ウ 製品選定に伴う運用支援委託業務

本件において選定された製品に伴う運用支援(保守を含む。)

(4) 本件に伴う業務

調布市立小学校10校において以下の項目を実施すること。

※詳細については別紙「調布市立小学校教育用ネットワークシステム構築に係る製品等の選定調達仕様書」のとおり

ア機器の納入及び設置

本件において選定された機器(ハードウェア及びソフトウェア)を 正常に稼働する状態で納入及び設置すること。(システム動作確認及 び既存システムとの調整等の各種作業を含む。)なお、調達物品の設 置及び接続に伴って必然的に必要となる物品(接続品、磁気媒体等) 並びに作業について提供すること。

イ 運用支援業務

本件において導入するシステム及び機器の運用に必要な通常対応及び障害・異常時の対応等について支援を行うこと。また、教員に対してICT機器の操作及び授業での活用について研修を実施すること。

ウ保守業務

本件において選定された製品を,常時正常に稼働させるため保守業 務を行うこと。

(5) ネットワークシステム等の概要

別紙「調布市立小学校教育用ネットワークシステム構築に係る製品等 の選定調達仕様書」のとおり

(6) 業務期間

ア 運用支援委託 (保守を含む。)

平成30年3月1日から平成30年3月31日まで

※平成30年度~平成34年度(平成35年2月28日まで)についても同規模の契約を予定。

※平成30年度以降については、調布市議会で予算承認を得ることを 要件とする。

イ 製品のリース契約(システム構築及び設定費用を含む。) 平成30年3月1日から平成35年2月28日まで

(7) 予算(予算科目)

ア 運用支援委託 (保守を含む。)

【款】50教育費 【項】05教育総務費 【目】05教育指導費

【大】29教育情報等学校資源ネットワーク事業費

【中】16教務用ネットワーク運用支援委託料

- 【小】05教務用ネットワーク運用支援委託料
- 【節】13委託料
- イ リース契約(設定作業を含む。)
 - 【款】50教育費 【項】05教育総務費 【目】05教育指導費
 - 【大】29教育情報等学校資源ネットワーク事業費
 - 【中】20機器借上料 【小】機器借上料
 - 【節】使用料及び賃借料

提出書類「見積書」に記載する、製品費用等の見積上限額は下記のと おりとし、上記ア及びイの5箇年の合計金額とする。

見積上限額 240,000千円(税込)

- ※リース料率は含まないものとする。
- ※製品のリース契約(設定作業を含む。)はリース会社を通じて5年間の長期継続契約を、運用支援委託契約(保守を含む。)は本件の製品提案を行った事業者と年度ごとの契約を予定している。

2 プロポーザル方式採用の理由

本システムは、当市教育委員会におけるICT整備の根幹を成すものであり、かつ、教員のICT機器を活用した指導力の向上を図る必要がある。 導入に当たっては、価格のみによることなく、教育分野におけるICT活用、システム設計・構築・運用及び情報セキュリティに関する高度な知識、技術、実績及び企画力を有する事業者を選定するため、本件を実施するものである。

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

本件に参加することができる事業者は、申込時において次の各号に掲げる要件を全て満たす事業者とする。

(1) 当市での競争入札参加資格を有し、営業種目「情報処理業務」に登録

があること。

- (2) 調布市指名停止等措置要綱 (平成18年調布市要綱第220号) に 基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項 の規定に該当しないこと。
- (4) 調布市契約における暴力団等排除措置要綱(平成25年調布市要綱第8号)に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。
- (5) 調布市暴力団等排除条例 (平成24年調布市条例第27号) 第2条 第6号に規定する暴力団関係者に該当しないこと。
- (6) 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚 偽がないこと。
- (7) 官公庁(教育委員会を含む)における異なる2つのシステムを物理的 又はソフトウェア技術等の技術を用いて統合し、1台の機器で安全かつ 簡易な操作で取り扱える環境の構築その他これに類似した業務受託実績 を過去5年間で1件以上有すること。または、調布市(教育委員会を含む)におけるネットワークインフラ構築もしくはシステム構築の実績が あること。

5 募集内容

(1) 申し込み方法及び期間

本プロポーザルに応募する事業者(以下「応募事業者」という。)は、 平成29年9月14日(木)正午までに以下の書類を持参又は郵送(必 着)にて教育部指導室(教育会館4階)に提出しなければならない。

なお、本プロポーザル実施要領及び提出書類(指定様式)については、 平成29年9月1日(金)から平成29年9月14日(木)正午まで、 調布市公式ホームページにおいて掲載する。

※副本は社名が特定できる記載を除くこと

- アー参加申込書(様式1) 正本1部
- イ 参加資格要件確認書 (様式2) 正本1部
- ウ 会社概要調書(様式3) 正本1部・副本10部

以下の内容が必ず記載されたものであること

- (ア) 会社名
- (4) 代表者名
- (ウ) 資本金
- (エ) 事業内容
- (オ) 本業務を担当する支店又は営業所等の名称及び所在地
- エ 上記 4 (7) に該当する受託等実績を示す業務実績調書(様式 4) 正本 1 部・副本 1 0 部
 - ※直近5年間の実績とし、現在受託している案件も件数に入れること。
- オ 暴力団排除に基づく誓約書(様式5)1部
- カ 応募動機(様式6) 正本1部
- (2) 参加資格審査及び結果通知

実施要領に基づき、応募事業者の参加資格を審査し、その結果を応募 事業者に対し、平成29年9月15日(金)に書面及びメールにて通知 (発送)する。

なお、参加資格を満たしていないと判断された事業者は、審査結果について平成29年9月20日(水)正午までにメールにて説明を求めることができる。

(3) 企画提案書等の審査(一次審査)

参加資格審査の結果、参加資格を満たすと判断された事業者(以下「参加事業者」という。)は、平成29年9月29日(金)正午までに、教育部指導室に以下の書類を持参又は郵送(必着)により提出するものとする。※副本は社名が特定できる記載を除くこと

- ア 企画提案書表紙(様式7) 正本1部・副本10部 企画書(様式自由・A4縦30ページ以内左綴じ) 下記(4) 企画提案書作成上の留意点を参照のうえ作成すること。
- イ 製品及び機器要件一覧 (様式8) 正本1部・副本10部
- ウ 工程計画表(様式自由) 正本1部・副本10部 システム構築から学校納入,導入前研修までの一連の業務について

記載すること。

学校納入可能日については以下のとおり

平日 午後4時~6時30分

(下校時刻によって開始時刻に若干の前後あり)

土日 各学校1回程度

午前9時~午後5時

エ 経費見積書 (様式9) 正本1部・副本10部

経費見積書は見積上限額を超えないものとし、次に掲げる項目のそれぞれの5年間の総額を示したもの

- (ア) 製品のリース契約(設定作業を含む。)
- (イ) 運用支援委託(保守業務を含む。)
- オ 企画提案書確認書(様式10) 1部 契約締結権限者の印を押印したもの
- カ 仕様書案 正本1部・副本10部

リース契約(設定作業は、提案を行った運用支援業務を受託することとなる事業者が行う旨を記載すること。),運用支援委託契約を締結する場合の仕様書案をそれぞれ作成すること。

- キ 配置予定者調書(様式11) 正本1部・副本10部
- (4) 企画提案書作成上の留意点
 - ア 調布市立小・中学校 I C T 環境整備計画及び事業実施の背景及び目 的を踏まえ要点をわかりやすく簡潔に記載すること。
 - イ 本業務に関する検討項目及び作業内容を明らかにしながら,以下の 点について記載すること。
 - (ア) ネットワーク構成図
 - (イ) 本業務を進めるうえでの手順及び留意点について
 - (f) 想定される効果について 教育及び校務両方の観点について記載すること
 - (エ) 導入前研修の内容について
 - ウ 本業務及び平成30年度以降の調布市立小・中学校ICT環境整備 計画を見据えた内容とすること。

- エ 製品の設定作業、保守及び運用支援の実施体制図を記載することとし、また、提案者が特定できるような記載を含まないようにすること。 オ 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めないものとする。
- (5) 企画提案書等の審査(一次審査)結果通知
 - ア 全参加事業者の企画提案書等の審査を行い、上位5者をプレゼンテーション審査(二次審査)対象事業者とし、その結果を平成29年 10月5日(木)に書面及びメールにて通知(発送)する。
 - イ 企画提案書等の審査(一次審査)により対象事業者とならなかった 参加事業者は、審査結果について平成29年10月10日(火)正午 までにメールにて説明を求めることができるものとする。

(6) 質疑

参加資格審査及び企画提案に関する質疑のある事業者は以下の期間に 質問書(様式12)をメールにて提出すること。

メール送信に当たっては、本件プロポーザルに関する質問である旨と その内容、事業者名及び担当者名を明記すること。回答は応募に必要と 判断される質問のみ行うこととし、以下の回答期日までに随時市のホームページに掲載する。なお、応募に必要ないと判断した質問の場合はそ の旨を回答する。

また,質問が応募に必要であるか判断しがたい場合は,当該質問を行った事業者に質問趣旨を確認する。

ア 参加資格等に関する質問

- (ア) 質問期間 公募開始から平成29年9月7日(木)午後5時まで
- (4) 回答期日 平成29年9月8日(金)
- イ 企画提案書の作成及び業務内容,審査に関する質問
 - (ア) 質問期間 平成29年9月14日(木)午後1時から平成29年9月21日(木)午後5時まで
 - (イ) 回答期日 平成29年9月26日(火)

6 審査概要

(1) 審査委員会の設置

「調布市立小学校教育用ネットワークシステム構築に係る製品等選定 プロポーザル審査委員会」(以下「委員会」という。)を設置し,実 施要領及び企画提案書等の審査及び候補者の選定を行う。

(2) 委員構成

ア 調布市教育部参事 1人

イ 調布市教育部教育総務課技師 1人

ウ 調布市立小学校長 2人

工 調布市立中学校長 1人

才 調布市教育部指導主事 1人

力 調布市教育委員会情報教育専門嘱託員 1人

キ 調布市総務部情報管理課主任 1人

(3) 審査方法

委員会は、参加事業者から提出された企画提案書等の審査(一次審査) 及び参加事業者からのプレゼンテーションによる提案内容を別に定める 評価表に基づき、企画提案内容を総合的に評価する(二次審査)

ア評価

評価は、別に定める基準に基づき、加点方式により行う。

イ 評価項目(予定)

- (ア) 企画提案書等の審査(一次審査)
 - a 調布市立小学校の特性及び調布市立小・中学校 I C T 環境整備 計画を踏まえた業務内容の理解度
 - b 提案内容の妥当性・的確性・実現性
 - (a) セキュリティ対策等
 - ・インターネットを利用する際のセキュリティ対策
 - ・機器使用時のセキュリティ対策
 - ネットワークシステムのセキュリティ対策
 - (b) 利便性等
 - 教育用ネットワークシステムと校務用ネットワークシステムの切替手順
 - ・タブレット兼用機及びプロジェクターの操作手順並びにスク

リーンの黒板等への設置手順

- c 提案内容における創意工夫(以下の項目は必ず記入すること)
 - (a) 運用支援
 - ・ヘルプデスク業務
 - 研修計画
 - 活用率集計及び指導への活用方法
 - ・タブレット兼用端末の紛失防止対策
 - (b) 保守内容
 - ・ヘルプデスク業務
 - 障害対応
- d 業務実施体制
- e 事業者及び担当者の類似業務の受注実績
- f 積算額の妥当性
- (イ) プレゼンテーション審査(二次審査)
 - a 調布市立小学校の特性及び調布市 I C T 整備計画を踏まえた 業務内容の理解度
 - b 提案内容の妥当性・的確性・実現性
 - c 提案内容における創意工夫(以下の項目は必ず記入すること。)
 - (a) 運用支援

(研修及び活用率集計並びに指導への活用方法を含む。)

- (b) 保守内容(ヘルプデスク業務及び障害対応を含む。)
- (c) 授業支援ソフトウェア活用方法
- (d) 実機 (タブレット) を使用したデモンストレーション (認証及び切り替え手順並びに教育用ネットワークシステム 及び校務用ネットワークシステム使用方法を含む。)
- d 業務実施体制
- (ウ) プレゼンテーションに当たっては、実際に本業務を主に担当する 技術担当者及び運用支援担当者により行うこと。また、出席者に ついては配置予定者調書(様式11)に記載の各担当者の中から 5人以内とする。

なお、プレゼンテーション審査(二次審査)に関する提出資料及 び場所・時間等の詳細については、一次審査の結果、審査対象と なった事業者に通知する。

工 選定

- (ア) 各委員は、評価得点の高いものから参加事業者の順位を定めるものとする。
- (イ) (ア)により、複数の参加事業者において評価得点が同点のときは各委員は総合的な評価により、当該参加事業者の順位を定めるものとする。
- (ウ) (ア)又は(イ)により、委員から最も多く第1位の順位を獲得した事業者を委託事業者候補として選定する。

なお、複数の参加事業者において、第1位の順位獲得数が同数の 場合には、委員長の決するところによる。

- (エ) 複数の事業者から応募があった場合は、第2位の順位以下についても順位を定めるものとする。
- (オ) 候補製品の選定後,当該候補製品の提案事業者が辞退又は失格となったときは、下位の事業者の順位を繰り上げて、順位を定めるものとする。
- オ 選定結果の報告

委員会は選定結果を調布市長に報告する。

カ 候補者の決定

調布市長は、前項目の報告に基づき、候補者を決定する。

- キ 選定結果の通知
 - (ア) プレゼンテーション審査 (二次審査)を行った全参加事業者に対し、平成29年10月18日 (水)に選定結果を書面及びメールで通知(発送)する。
 - (4) 結果に関する問い合わせ

プレゼンテーション審査 (二次審査) により選定されなかった 参加事業者は、審査結果について、平成29年10月23日 (月) 正午までにメールで説明を求めることができるものとする。

7 日程(予定)

日程	事項
平成29年9月 1日(金)	第1回審查委員会開催
9月 1日(金)	調布市公式ホームページ公開 (募集内容)
9月 7日(木)	参加申込関係質問締切
9月 8日(金)	参加申込関係質問回答期日
9月14日(木)正午	参加申込関係書類提出締切
9月15日(金)	参加資格審査結果通知発送
9月21日(木)	企画提案関係質問締切
9月20日(水)正午	参加資格審查異議申立締切
9月22日(金)	参加資格審查異議申立回答期日
9月26日(火)	企画提案関係質問回答期日
9月29日(金)正午	企画提案関係書類提出締切
10月 3日(火)	第2回審查委員会開催(一次審查)
10月 5日(木)	一次審査結果通知発送
10月10日(火)正午	一次審査異議申立締切
10月12日(木)	一次審查異議申立回答期日
10月17日(火)	第3回審査委員会開催(二次審査)
10月18日(水)	二次審査結果通知発送
10月23日(月)正午	二次審査異議申立締切
10月24日(火)	二次審査異議申立回答期日
11月20日(月)~	製品導入, セッティング等 (予定)
2月28日(水)	
3月 1日(木)	運用開始(予定)

8 情報公開及び提供

(1) 基本方針

調布市情報公開条例(平成11年調布市条例第19号)に基づき、原則として市政情報を全部公開としていることから、本プロポーザル実施に関する情報について情報公開及び情報提供するものとする。

ただし、調布市情報公開条例第7条第2号及び第3号の規定により、個人に関する情報及び事業者その他の団体に関する情報を公にすることにより事業者などの事業活動上の正当な利益を害するものについては、非公開とする。

(2) 情報提供の内容及び方法

本件プロポーザルの募集内容,選定結果について,ホームページ等により,適宜,市民に情報提供する。ただし,候補順位が2位以下の事業

者及び審査委員ごとの評価点は公表しない。

(3) 異議申立て及び回答

応募事業者からの異議申立ての期限及び異議申立てに対する回答の期限は、次のとおりとする。

ア 参加資格審査結果

- (ア) 異議申立期限平成29年9月20日(水)正午
- (イ) 異議申立回答期日平成29年9月22日(金)

イ 一次審査結果

- (ア) 異議申立期限平成29年10月10日(木)正午
- (イ) 異議申立回答期日平成29年10月12日(木)

ウニ次審査結果

- (7) 異議申立期限平成29年10月23日(月)正午
- (イ) 異議申立回答期日平成29年10月24日(火)

9 その他

- (1) 1事業者が提案できる提案の数は、1提案とする。
- (2) 提出書類については、原則、提出後に追加・変更をすることを認めない。
- (3) 事業者から提出された書類等は、返却しないものとする。
- (4) 応募に際して要した費用は、応募事業者の負担とする。
- (5) 本業務は、調布市議会において予算等の必要な事項が承認されることを条件とする。予算確保ができなかった場合は、本業務は実施しないものとする。
- (6) 本件は、システムの導入に係る製品を選定するものであり、機器の設定など詳細については、本件で当市に提出した仕様書案をもとに、候

補製品決定後,双方協議のうえ,要件・提案内容を加味し定めるものとする。

- (7) 次に掲げる事項に該当する場合は、本件への参加を無効とし失格とする。
 - ア 必要書類が提出期限後に到達した場合。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合はこの限りではない。
 - イ 前記4に記載の参加資格を有していないことが判明した場合又は参 加資格を有しなくなった場合
 - ウ 提出書類に不備がある場合(必要事項が未記入・押印がない場合も 含む。)
 - エ 提出した書類に虚偽の記載があった場合
 - オ 書類等の提出,回答,報告等,当市の必要と認める事項を正当な理 由がなく拒否した場合
 - カ 見積額が見積上限額を超える場合
 - キ 見積書の額と内訳書の額が一致しない場合
 - ク 民事再生法 (平成11年法律第225号) 等に基づき再生手続等を 行っている場合
 - ケ 調布市暴力団排除条例(平成24年調布市条例第27号)第2条第6号に規定する暴力団関係者である場合
 - コ 談合その他の不正行為等,審査の透明性・公正性を害する行為があったと認められる場合
 - サ その他公正かつ適正な事務手続等ができないものと認められる場合
- (9) 応募・参加に際して要した費用は、全て応募・参加事業者の負担とする。
- (10) 本プロポーザルは、優れた提案をした事業者を選定するものであり、 契約の締結を担保するものではない。
- (11) 本プロポーザル後、調布市と選定された事業者双方協議のうえ業務の詳細を定める仕様書を作成する。
- 10 問い合わせ先

調布市教育部指導室指導係 担当 川上・小坂・宮地

〒182-0026 調布市小島町2-36-1 教育会館 4 階

電話:042-481-7480 (直通) FAX:042-481-6466

メールアドレス: sidou@w2.city.chofu.tokyo.jp